

II 県立病院の現状と課題

1 広島県病院事業の概要

広島県病院事業は、平成21年4月から、経営形態を地方公営企業法の全部適用に移行し、新たに設置した病院事業管理者の下で、県の基幹病院としての役割を担う広島病院と、地域の中核的病院としての役割を担う安芸津病院の2病院（総病床数825床）を設置・運営しています。

平成20年度まで設置していた瀬戸田病院は尾道市へ、神石三和病院は神石高原町へ平成21年4月に移管しました。

(1) 県立病院の概要

■ 県立広島病院

(平成23年4月1日現在)

現在の役割	県の基幹病院
病床数	700床 (一般病床650床, 精神病床50床)
救急医療体制	三次救急 (救命救急センター)
診療科組織 (※1)	総合診療科, 循環器内科, 消化器内科, 内視鏡内科, 呼吸器内科, 内分泌内科, 脳神経内科, 臨床腫瘍科, 精神神経科, 消化器・乳腺外科, 消化器・内視鏡外科, 心臓血管・呼吸器外科, 整形外科, 脳神経外科, 皮膚科, 泌尿器科, 眼科, 耳鼻咽喉科・頭頸部外科, リハビリテーション科, 放射線診断科, 放射線治療科, 歯科・口腔外科, 麻酔科, 救急科, 小児科, 小児腎臓科, 新生児科, 小児外科, 小児感覚器科, 産科, 婦人科, 生殖医療科, 腎臓内科, 移植外科, 緩和ケア科
その他の機能	<p>【センター機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救命救急センター ○成育医療センター (総合周産期母子医療センター) ○腎臓総合医療センター ○緩和ケア支援センター ○地域連携センター ○地域医療支援センター <p>【その他の位置づけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○臨床研修指定病院 ○基幹災害医療センター ○エイズ治療中核拠点病院 ○臓器提供施設 ○臓器移植施設 ○へき地医療拠点病院 ○地域がん診療連携拠点病院 ○地域医療支援病院 ○難病医療協力病院 等

(※1) 診療科の名称は、県立病院の行政組織上の診療科名（医療法の標榜診療科ではない）

■ 県立安芸津病院

(平成23年4月1日現在)

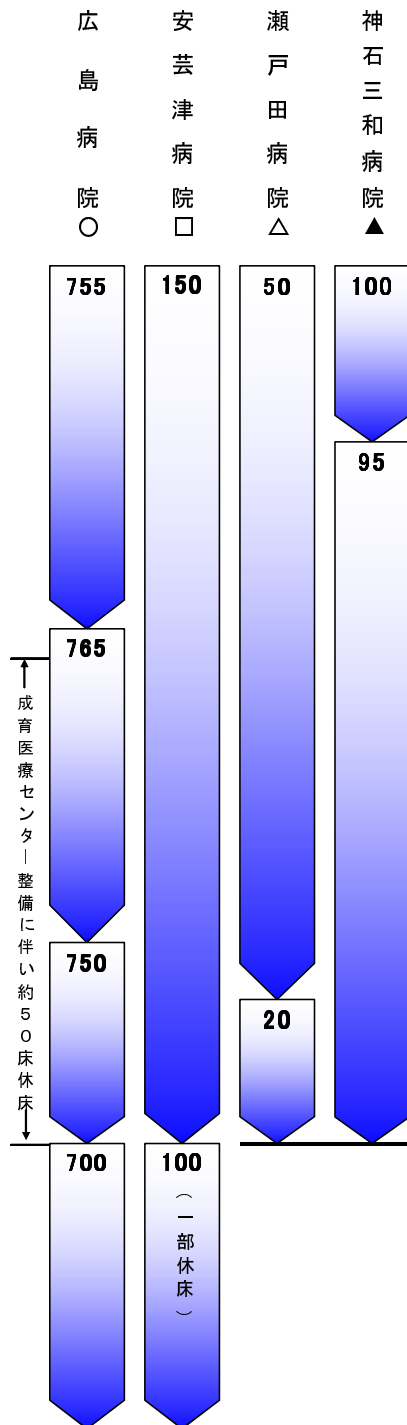
現在の役割	地域の中核的病院
病床数	125床 (※2) (一般病床)
救急医療体制	二次救急 (病院群輪番制病院)
診療科組織 (※1)	循環器内科, 消化器内科, 一般内科, 小児科, 外科, 整形外科, 産婦人科, 眼科, 耳鼻いんこう科, リハビリテーション科, 放射線科
その他の機能	○肝疾患専門医療機関 ○医療従事者の養成研修機能 等

(※1) 診療科の名称は、県立病院の行政組織上の診療科名（医療法の標榜診療科ではない）

(※2) 安芸津病院は、一般病床125床のうち25床を休床し、100床で運営している。

○県立病院の主な沿革

<運営病床数の推移>



<近年の沿革>

年度	病院	主な沿革
H8	○	救命救急センター指定
H8	○	基幹災害医療センター指定
H9	○	中国・四国ブロックエイズ拠点病院指定
H10	○	総合周産期母子医療センター指定
H11		
H12	▲	療養病床に一部転換
H13		
H14	○	新医療情報システム稼働
H15	▲	へき地医療拠点病院指定
H16	○	病院機能評価認定 (Ver.4.0)
H16	○	緩和ケア支援センター開設
H17	○	小児感覚器科設置
H18	○	DPC導入
H18	○	小児腎臓科設置
H18	○	臨床腫瘍科設置
H18	○	がん診療連携拠点病院指定
H19	○	7対1開始
H19	○	県エイズ中核拠点病院認定
H19	○	生殖医療科設置
H19	○	地域医療支援病院承認
H19	○□	肝疾患専門医療機関指定
H20	□	10対1開始
H20	○	電子カルテ稼働
H20	○	病院機能評価認定 (Ver.5.0)
H20	○	成育医療センター開設
H21	◎	地方公営企業法全部適用
H21	△▲	地元移管 (2病院)
H21	□	亜急性期開始
H22	□	訪問看護開始
H22	◎	外部評価委員会設置
H22	□	安芸津病院を支援する会設立

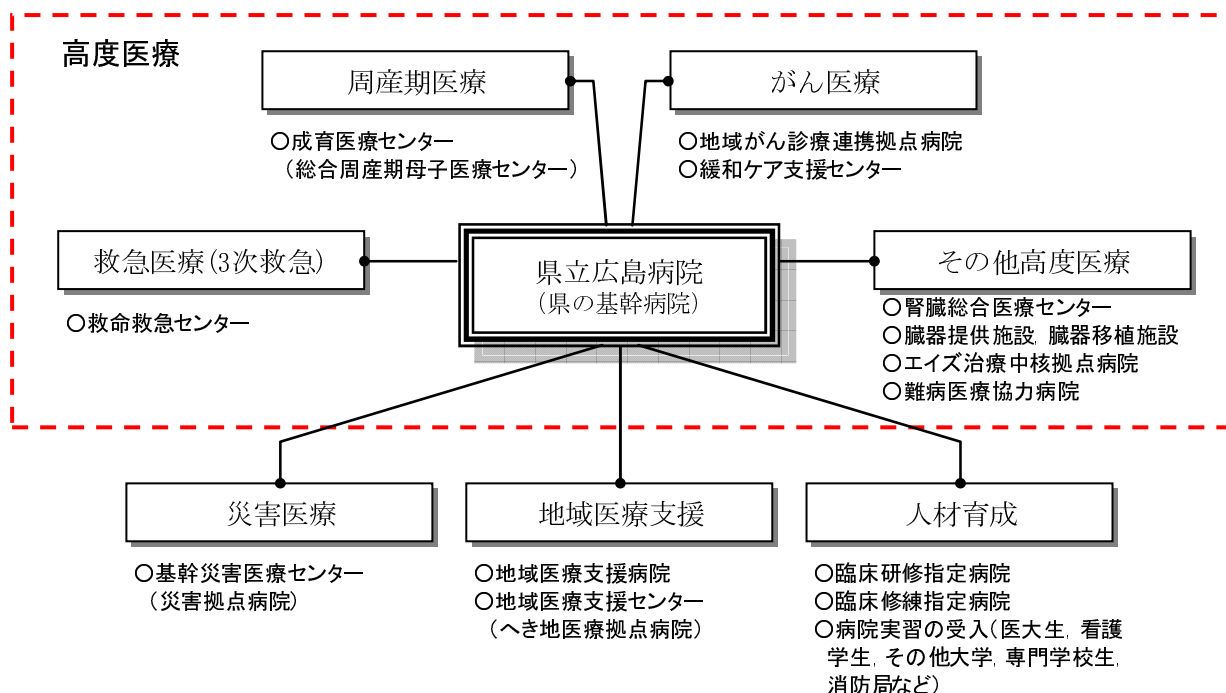
2 県立病院の果たしている主な役割・機能

(1) 県立広島病院

①担っている役割・機能

広島病院は、県の基幹病院として母子・周産期医療をはじめとする高度医療、救急医療、災害医療、地域医療支援などの政策医療を実施し、その役割を果たしています。

また、臨床研修指定病院として、医師等の教育、人材育成を行い、県内の医療水準の向上に寄与しています。



②具体的取組・成果

各分野において次のような取組・成果があります。

分野	取組	成果・実績 (H22)
救急医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24時間体制 ・ 県全域をエリアとする3次救急 ・ 脳・心臓救急、2次救急にも対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○救急車搬入件数 4,202件【11.5件/日】 (3次：721件,妊婦搬送：86件,新生児搬送：47件) 【再掲】脳外・脳内：801件, 循内・心外：350件
周産期医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハイリスクは24時間体制 ・ 一元的かつ継続的なチーム医療(生殖,妊娠,出産から乳幼児,小児,青年までを関係各科が連携) 	<ul style="list-style-type: none"> ○分娩件数：777件(うち帝王切開：273件) ○NICU延入院患者数：8,321人 ○小児科延入院患者数：6,412人 〃 延外来患者数：13,203人 ○小児外科手術件数：257件 ○小児感覚器科延外来患者数：5,237人
がん医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手術,放射線治療,化学療法の手法をがん患者の要望・状態に合わせて適切に選択・提供。 ・ 患者とその家族にとって良好なQOLの実現を目指した緩和ケア医療も推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ○放射線治療(リニアック：7,499件, RALS：41件,密封小線源：29件) ○臨床腫瘍科延入院患者数：8,009人 〃 延外来患者数：7,659人 ○緩和ケア科延入院患者数：6,561人 緩和ケアチーム診療加算：1,933件
腎臓医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 腎移植(高度な腎疾患医療) ・ 他院が外来に特化する中,他の疾病で入院を要する患者にも透析治療機会を維持・提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ○腎移植：5件(生体腎：4件,献腎：1件) ○シャント関連手術：180件 ○シャントPTA総数：278件 ○新規血液透析導入：82名 ○特殊浄化：144件

<p>難病・ エイズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県のエイズ治療中核拠点病院かつ、中四国ブロック拠点病院 ・各施設と連携を図りながら、研修事業実施、情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○エイズ医療従事者派遣実地研修参加（海外：1名、国内：延27名参加） ○エイズ日曜検査（HIV抗体検査）：262人 ○エイズ患者数（入院又は通院）：16人（H22年度末現在） 〔エイズ総患者数（累計）：32人〕（H22年度末現在）
<p>災害 医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から訓練、研修等を実施 ・実災害（集中豪雨等）の派遣待機。 ・東日本大震災では、DMATを即日派遣（緊急支援活動）医療チーム派遣（医療支援活動）を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○DMAT：8人派遣（H23.3.11～H23.3.15） ○医療チーム： 第1回6人派遣（H23.4.4～H23.4.10） 第2回6人派遣（H23.4.18～H23.4.24） 第3回3人派遣（H23.5.24～H23.5.31） ※第3回は他施設との合同チーム
<p>地域 医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関（かかりつけ医）と連携 ・紹介患者に高度な先進医療を提供 ・負担なく回復期を過ごせるように配慮した逆紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ○紹介率：69.7% ○逆紹介率70.7% ○パスによる5大がんの連携医療機関：105施設（H23.3.31時点） ○病診連携カンファレンス2回開催（延134人参加）
<p>へき地 医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・代診医の派遣や診療支援等実施（県内へき地の医療を維持するため、継続的かつ安定的に医師を派遣） ・地域医療従事者の育成を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師派遣 県立安芸津病院（小児科1名：3ヵ月交代） 神石高原町立病院（呼吸器内科、整形外科：各月2回） 尾道総合病院（小児外科医師の手術指導） ○代診医派遣 大和診療所：9回、総領診療所：4回、 神石高原町立病院：4回
<p>人材 育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県の医療人材育成 ・各職種の専門医療従事者の輩出・研修・派遣 ・県内高度医療のレベルアップに貢献 〔高度医療、地域医療を担う医師 専門技術を修得した認定看護師、 認定薬剤師等の計画的な育成〕 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修医採用者数：13名 初期臨床：10名、後期臨床：2名、 歯科臨床：1名 ○認定看護師受講：6名 ○治療専門放射線技師：1名 ○認定検査技師：2名 ○看護実習受入：373人（延日数：1,559日）

○院外における諸活動（H21）

●公的活動

	人数	県行政	国・市・町行政	公的団体	学会役員
医師	48人	76件	27件	79件	118件
看護師	12人	4件	2件	13件	2件
その他	20人	1件	2件	25件	7件
合計	80人	81件	31件	117件	127件

- ・審議会委員
- ・検討委員会委員
- ・判定医
など
- ・協議会委員
- ・裁判所専門委員
- ・検証医師
など
- ・診療報酬審査委員
- ・医師会関係委員
- ・看護協会関係委員
- ・薬剤師会関係委員
- ・検査技会関係委員
など
- ・学会評議員
- ・学会理事
- ・学会幹事
- ・研究会世話人
など

●研究会・講師活動

	人数	講師活動	座長活動
医師	63人	154件	45件
看護師	4人	4件	0件
その他	12人	12件	2件
合計	79人	170件	47件

●教育活動

	人数	件数	うち臨床教授 非常勤講師等	うち研修会等講師
医師	51人	148件	37件	111件（延137日）
看護師	39人	42件	4件	38件（延55日）
その他	12人	17件	1件	16件（延20日）
合計	102人	207件	42件	165件（延212日）

- ・大学医学部臨床教授
- ・大学非常勤講師
など
- ・講演会講師
- ・消防局研修講師
- ・大学講師
- ・看護協会インストラクター
- ・団体研修会講師
など

●学生等の実習受入

	人数	延日数
うち大学医学部	446人	657日
うち大学その他	54人	939日
うち看護系(大学含む)	48人	462日
うち専門学校	8人	157日
うち消防関係	75人	489日
合計	631人	2,704日

- ・各診療科、看護、薬剤、放射線、検査、リハビリ、栄養管理、臨床工学、地域連携、医療情報など、受入学生等の分野は多岐に渡る。

●医療活動

	人数	依頼業務
医師	19人	23件
看護師	10人	10件
その他	6人	10件
合計	35人	43件

- ・医師会主催行事の医療相談
- ・他病院(夜間)救急医療応援
- ・大学試験時の看護班
- ・電話相談
- ・スポーツ大会救護
など

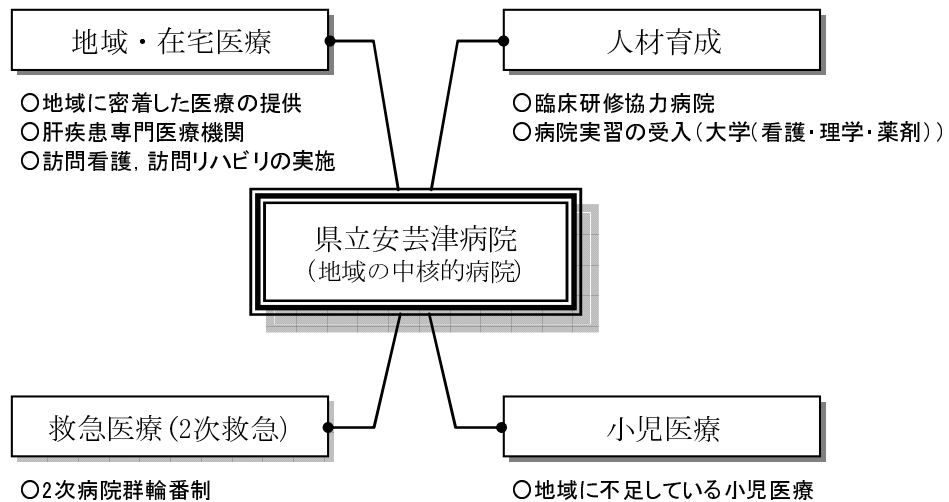
(2) 県立安芸津病院

①担っている役割・機能

安芸津病院は、旧安芸津町、竹原市、大崎上島町などを医療圏とした、地域の中核的病院としての役割を担っています。特に、この地域で不足している小児医療や竹原地区二次救急医療圏における病院群輪番制参加病院として救急医療の役割を担っています。

一方、近年は医師の確保が困難な状況もあり、診療体制の縮小などを余儀なくされていることも事実です。

こうした中、平成21年度から、これまで以上に地域に密着した医療を提供していくこととし、亜急性期医療や訪問看護などの取組を始めています。



②具体的取組・成果

各分野において次のような取組・成果があります。

分野	取組	成果・実績 (H22)
地域医療	・過疎高齢化に伴う地域医療ニーズへの対応	○在宅復帰に向けた支援 ・亜急性期病床を整備 ○在宅での療養生活を支援 ・訪問看護実施 延1,447件 ・訪問リハを実施(平成23年度から)
人材育成	・広島県の医療人材の育成 ・各職種の専門医療従事者の研修、輩出	○看護師・医療技術者養成に係る実習の受け入れ。 ・看護実習(老年) ~10人(9日間) " (小児) ~30人(6日間) ・看護職員復職支援事業(実践研修・5日間) ~1人(県看護協会委託事業) ・理学療法士 ~2人(7週間) ・薬剤師 ~2人(11週間) ○広島病院初期臨床研修医(4名)の地域医療研修を実施。(平成23年度から)
救急医療	・二次救急医療体制の維持	○病院群輪番制病院 ・当番日~月、木曜日 (その他日・祝は交替で担当)
小児医療	・小児医療体制の維持	○平日夜間の救急患者受入体制を維持 ・輪番日(月・木)は当直 ・その他(火・水・金)は午後8時まで医師待機。

○竹原地域病院群輪番制

- ・ 県立安芸津病院, 馬場病院, 安田病院の3病院

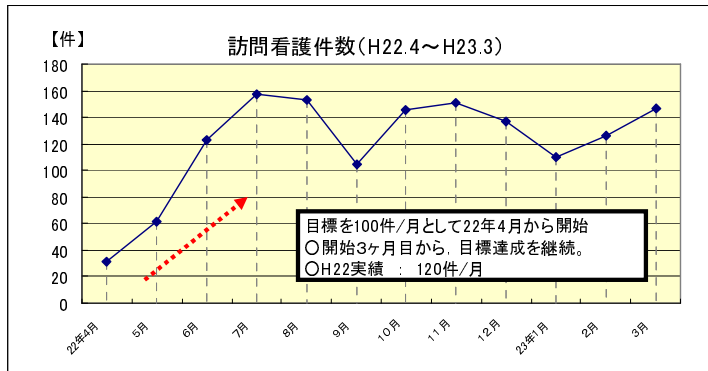


医療法人 安田病院
(一般113床, 療養80床)

馬場病院
(一般32床, 療養48床)

県立安芸津病院
(一般100床)

○訪問看護



○安芸津病院の救急（当直）体制

	日	月	火	水	木	金	土
内科医師		○			○		
外科系医師	○	○	○	○	○	○	○
小児科医師		○			○		
放射線技師	○	○			○		○
臨床検査技	○	○	○	○	○	○	○
看護師	○	○	○	○	○	○	○

※輪番制当番日: 毎週月, 木曜日
(日祝は, 3病院で交互に担当)

※輪番制当番日は, 内科と外科系医師の2名が対応。
その他の日は内科医か外科系医師のいずれかが対応

※小児科: 当番日以外の曜日は, 午後8時まで医師が
待機(土日祝日除く)
小児科医不在の場合は, 可能な範囲で内科医
が対応

○安芸津病院の時間外受入れ患者数 (21年度)

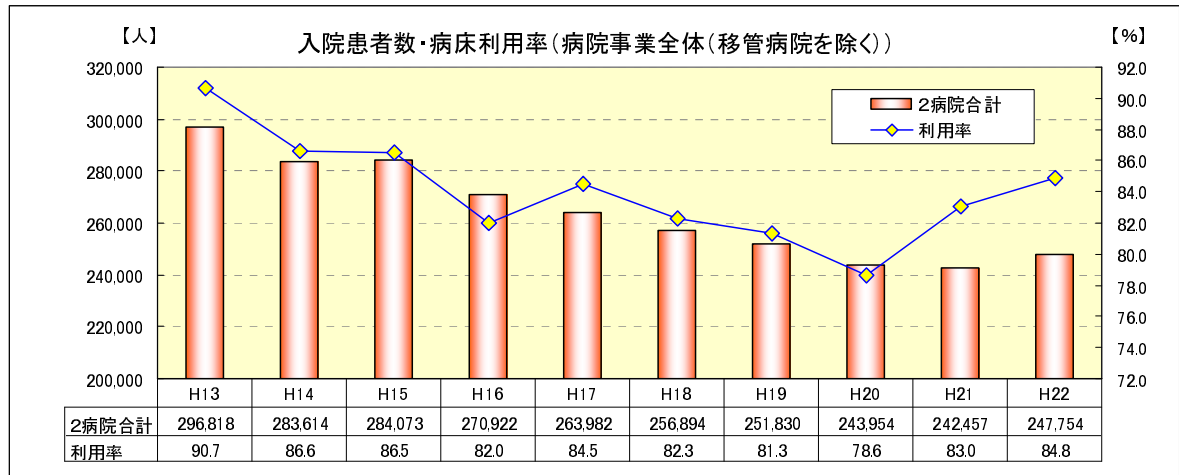
	17:15 ~24:00	0:00 ~8:30	土日祝の昼	合計	うち入院
内科	653	306	868	1,827	221
外科系	218	129	508	855	53
小児科	674	49	552	1,275	43
合計	1,545	484	1,928	3,957	317

3 県立病院の経営状況

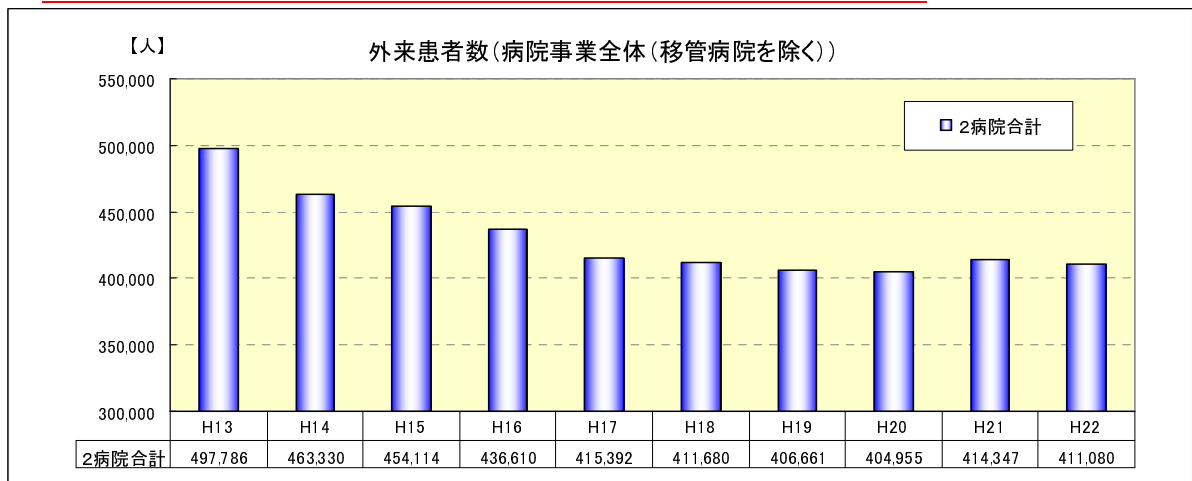
(1) 病院事業全体

①患者数

患者数は入院・外来とも、医療費の自己負担割合が引き上げられた平成14年度に大幅に減少して以降、減少傾向にありましたが、平成22年度からは増加しています。

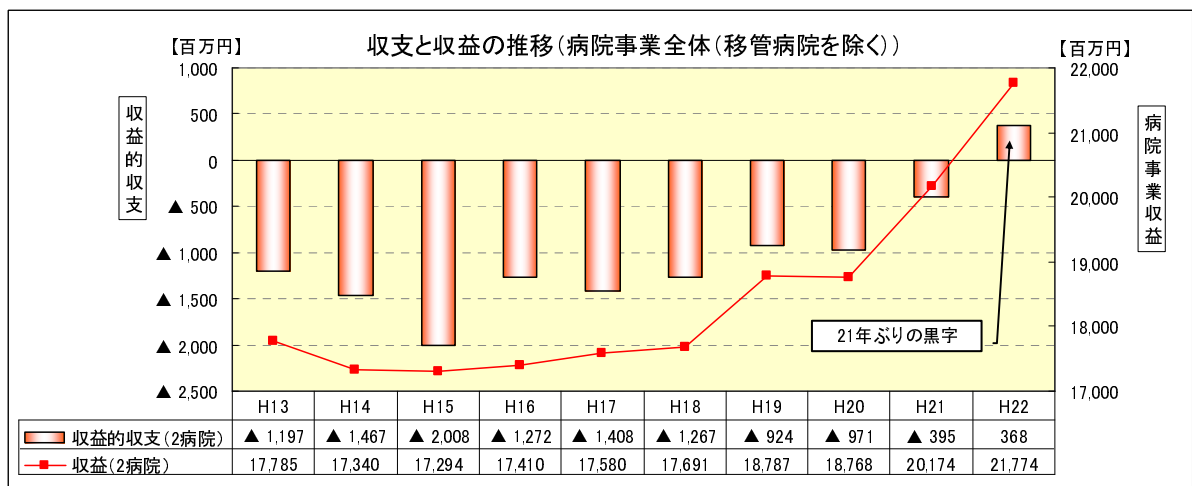


(※安芸津病院は、平成21年度から病床の一部を休床し、100床で運営している。)

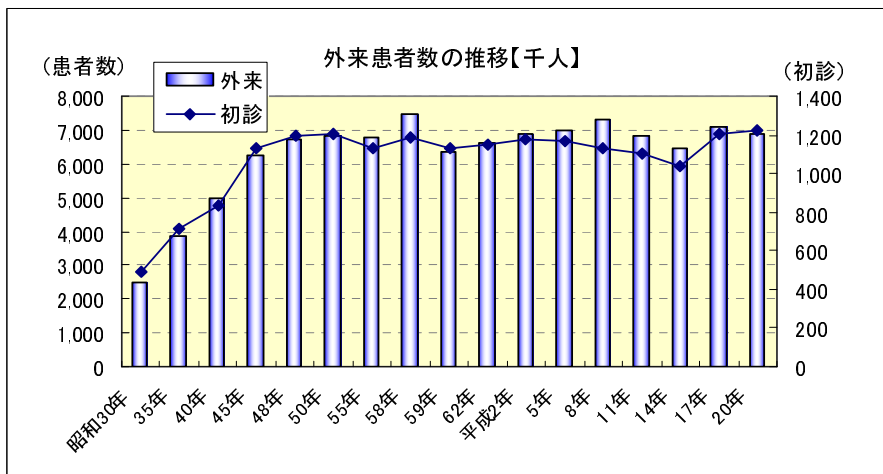
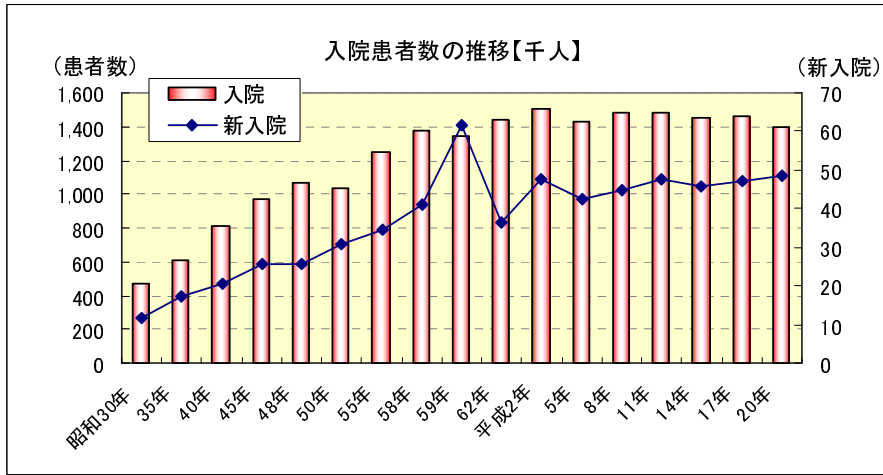


②収益的収支

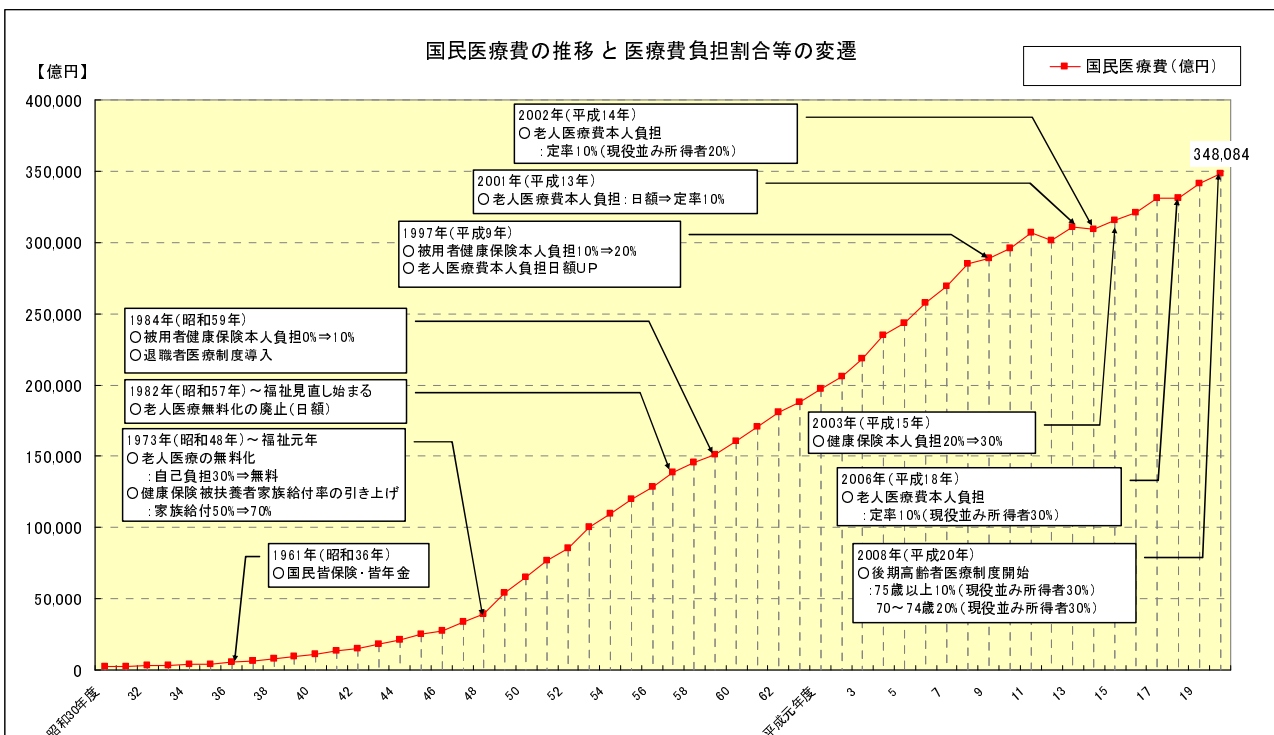
収益的収支については、平成2年度以降、20年連続の赤字でしたが、平成21年度以降入院収益を中心に大幅な増収が図られ(H22対H20: +30億円)、平成22年度に黒字転換しました。



○全国の入院（患者数・新入院）、外来（患者数・初診）患者数推移（厚生労働省患者調査 H20）



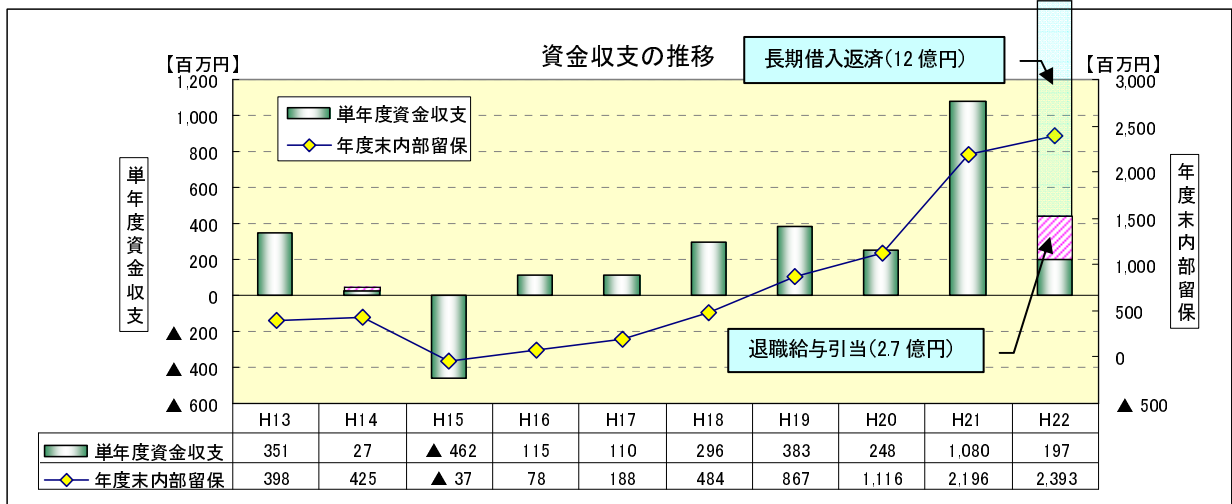
○国民医療費の推移と医療費負担割合等の変遷



③資金収支

平成6年度から平成11年度までの間、資金不足となり、他会計からの長期借入で補っていましたが、平成12年度以降は、他会計からの新たな長期借入をすることなく、退職給与金が増加した平成15年度を除き、資金収支は均衡しています。

平成22年4月に一般会計からの長期借入金を全額返済し、更に平成22年度には、退職給与引当金を8年ぶり計上するなど、着実な経営健全化に向けた取組の成果が現れ始めています。

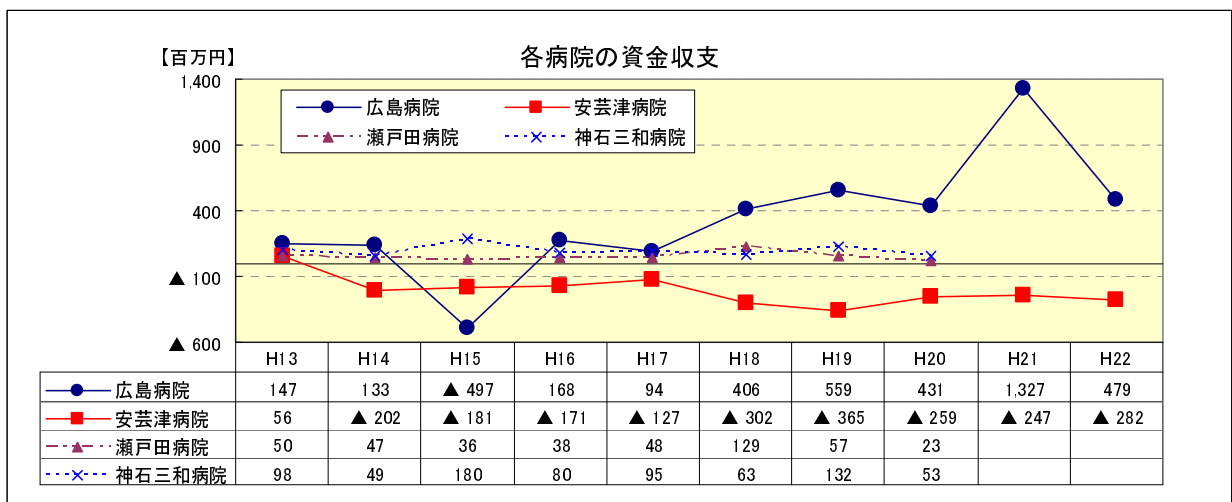


(単位：百万円)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
単年度資金収支	351	27	▲ 462	115	110	296	383	248	1,080	197
過年度内部留保	47	398	425	▲ 37	78	188	484	867	1,116	2,196
年度末内部留保	398	425	▲ 37	78	188	484	867	1,116	2,196	2,393
退職給与引当										267
一般会計	(1,460)	(1,440)	(1,420)	(1,400)	(1,360)	(1,320)	(1,280)	(1,240)	(1,200)	(0)
長期借入金	▲ 20	▲ 20	▲ 20	▲ 20	▲ 40	▲ 40	▲ 40	▲ 40	▲ 40	▲ 1,200

(注) 他会計長期借入金 ~ 下段は当該年度借入・償還額、上段()書は借入残高

病院別では、広島病院は、平成11年度以降、平成15年度を除きすべて黒字となっています。安芸津病院は平成13年度を除き、すべて赤字となっており、計画(平成25年度に資金収支黒字)の達成に向けて取組を加速する必要があります。



○比較貸借対照表

平成22年度は3億6,700万円の純利益を計上し、累積欠損金は286億2,700万円に縮小。

比較貸借対照表

(単位：百万円)

区 分	21年度末	22年度末	対前年比較
資産の部			
固定資産	21,118	20,054	△ 1,064
有形固定資産	21,005	19,948	△ 1,057
無形固定資産	110	106	△ 4
投資	3	0	△ 3
流動資産	5,331	5,479	148
現金預金	1,845	1,607	△ 238
未収金	3,183	3,559	376
貯蔵品	241	251	10
前払費用	1	1	0
その他流動資産	61	61	0
繰延勘定	1,758	1,367	△ 391
開発費	835	616	△ 219
退職給与金	570	428	△ 142
控除対象外消費税額	353	323	△ 30
資 産 合 計	28,207	26,900	△ 1,307
負債の部			
固定負債	807	932	125
企業債	569	427	△ 142
引当金	238	505	267
流動負債	2,897	2,581	△ 316
未払金	2,759	2,431	△ 328
前受金	4	4	0
その他流動負債	134	146	12
合 計	3,704	3,513	△ 191
資本の部			
資本金	52,455	50,956	△ 1,499
自己資本金	24,629	26,008	1,379
借入資本金	27,826	24,948	△ 2,878
剰余金	△ 27,952	△ 27,569	383
資本剰余金	1,042	1,058	16
利益剰余金	△ 28,994	△ 28,627	367
合 計	24,503	23,387	△ 1,116
負 債 資 本 合 計	28,207	26,900	△ 1,307

○キャッシュフロー計算書

平成22年度のキャッシュフローの前年度比較は、

- ・営業活動によるキャッシュフローは、入院収益の向上などにより約13億円改善
- ・投資活動によるキャッシュフローは、投資抑制により約4億円改善
- ・財務活動によるキャッシュフローは、一般会計への長期借入金の一括返済（12億円）などにより約17億円悪化となっており、平成22年度の資金期末残高は、約16億円。

キャッシュフロー計算書

(単位：百万円)

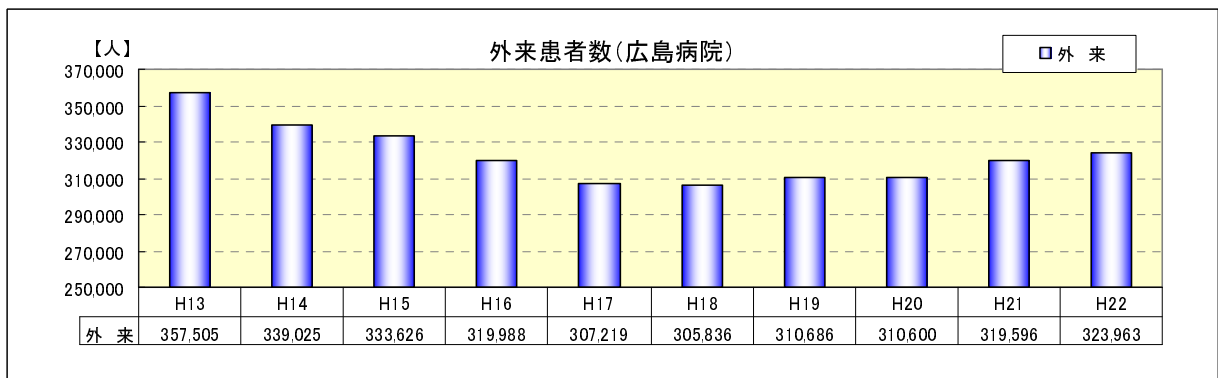
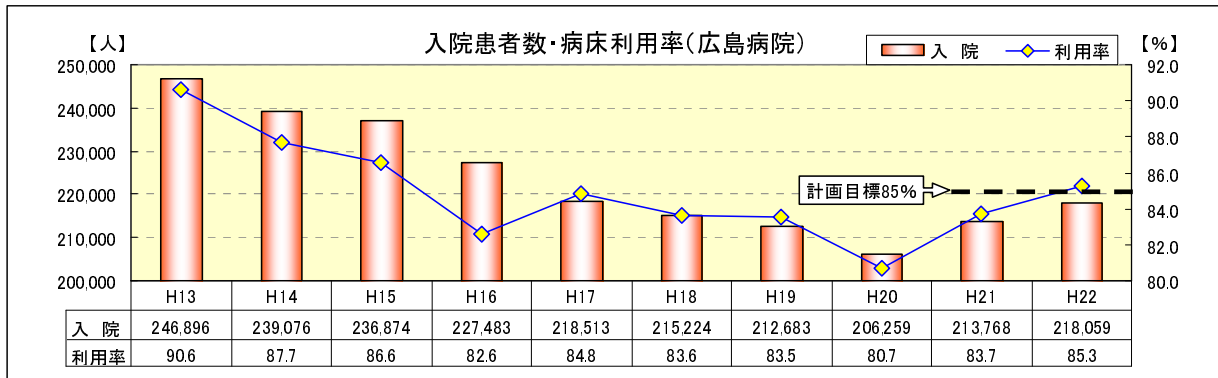
区 分	21年度	22年度	対前年比較
I 営業活動によるキャッシュフロー	1,027	2,342	1,315
II 投資活動によるキャッシュフロー	△ 1,369	△ 947	422
III 財務活動によるキャッシュフロー	79	△ 1,633	△ 1,712
IV 資金増減額	△ 263	△ 238	25
V 資金期首残高	2,108	1,845	△ 263
VI 資金期末残高	1,845	1,607	△ 238

(2) 県立広島病院

①患者数

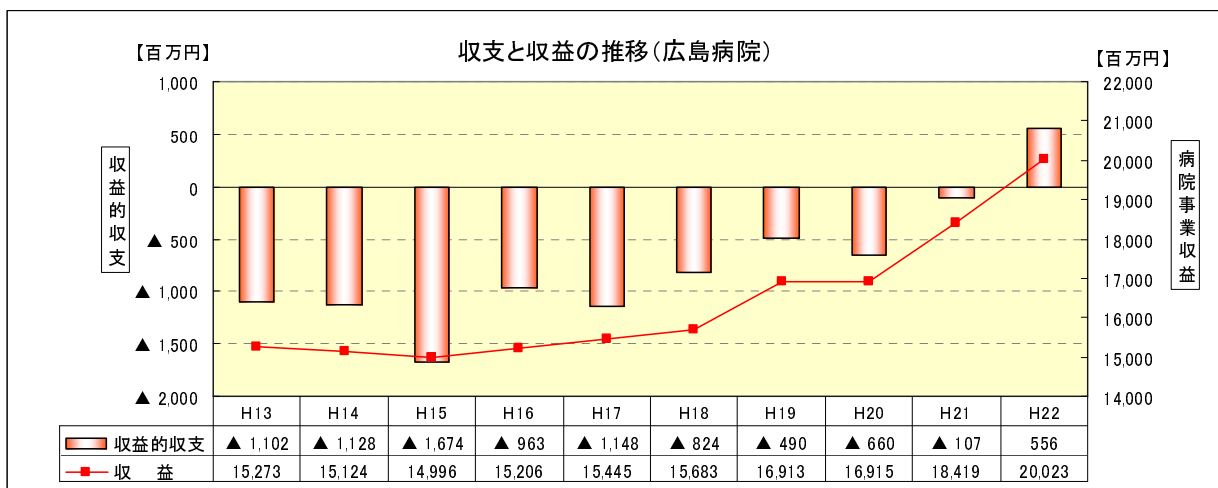
入院患者は、急性期病院として、平均在院日数の短縮などの取組みにより、病床の効率化が進んだことや非紹介患者が減少したことなどにより、減少傾向にありましたが、21年度以降、救急患者の増加や、病診連携の推進による紹介患者の増加などによって新規入院患者は増加しており、平成22年度は、計画目標の病床利用率85%を達成しました。

外来患者は平成18年度まで減少傾向が続いていましたが、高度医療機能の強化に取組み、臨床腫瘍科や生殖医療科などの新たな診療科を設置したことなどにより、平成19年度以降は患者数が増加しています。

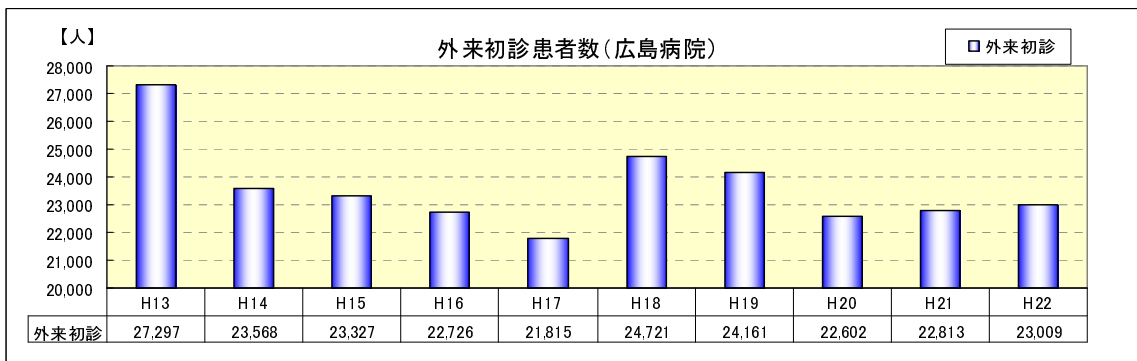
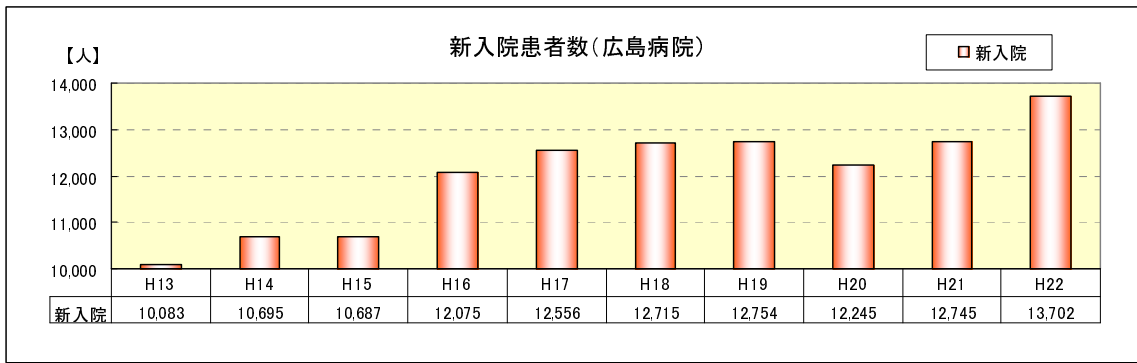


②収益的収支

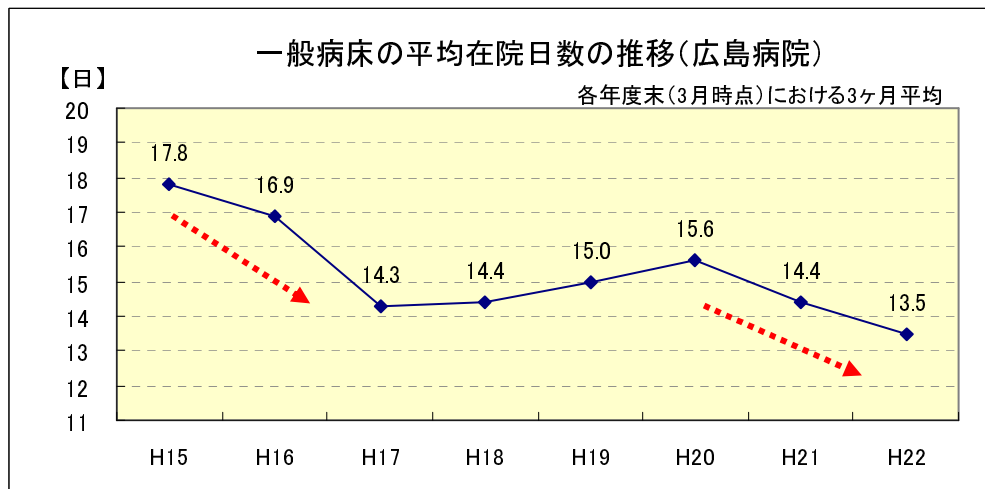
平成8年度に完了した大規模な増改築工事による減価償却費と利息支払が、依然として大きな負担となっている中、平均在院日数の適正化(短期化)や新たな診療報酬加算の獲得、救急や地域連携の推進による新規入院患者の増加、手術室の効率的運用などの取組みにより、経営改善が図られ、平成22年度には20年ぶりに黒字転換しました。



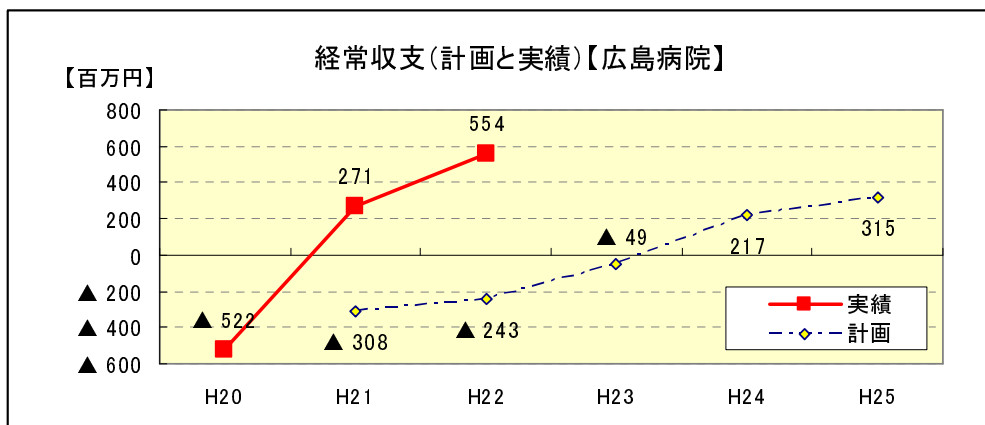
○患者数等（広島病院）



<平均在院日数>



○経常収支（計画と実績）

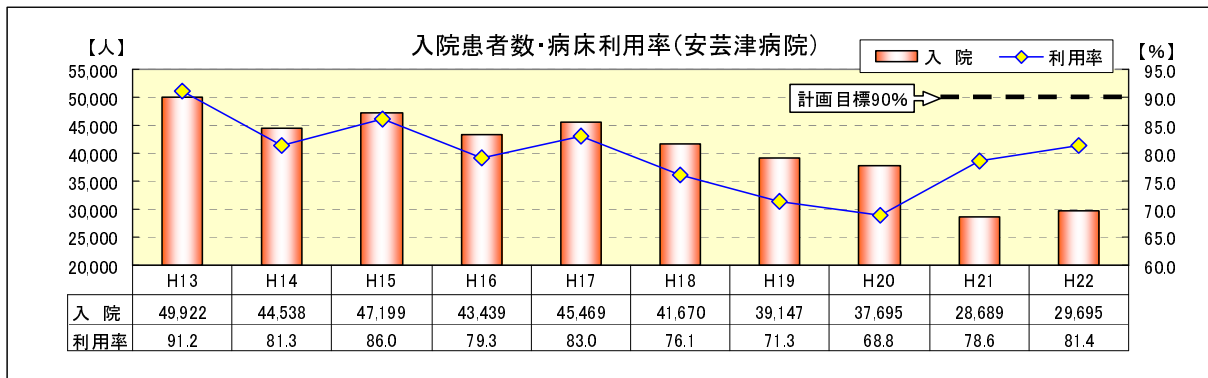


(3) 安芸津病院

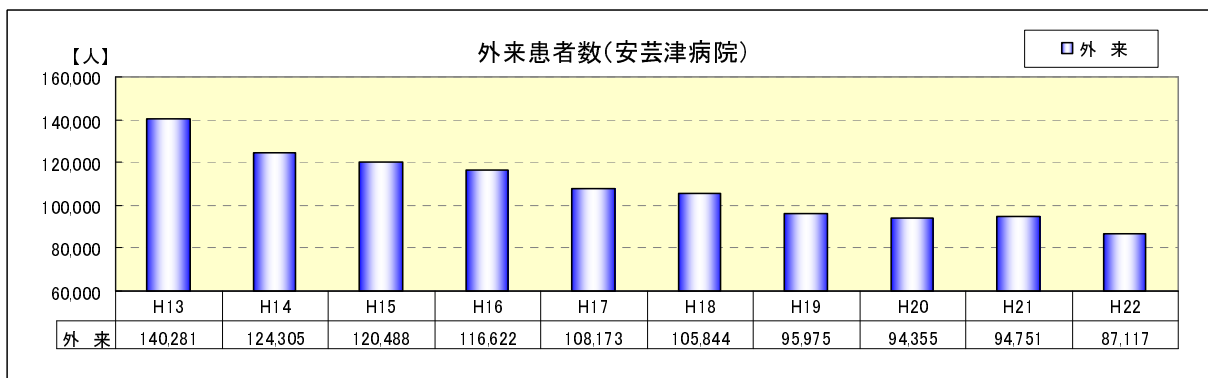
①患者数

地域の人口減少や呉地域の医療機関に患者が流出していることなどにより、減少傾向が続いていました。平成21年度には病床規模を見直し、100床で運営するとともに、亜急性期病床を新たに設置するなどの取組を行い、病床利用率は改善しています。

しかしながら、外来患者数は、体制の縮小の影響もあり依然として減少傾向です。

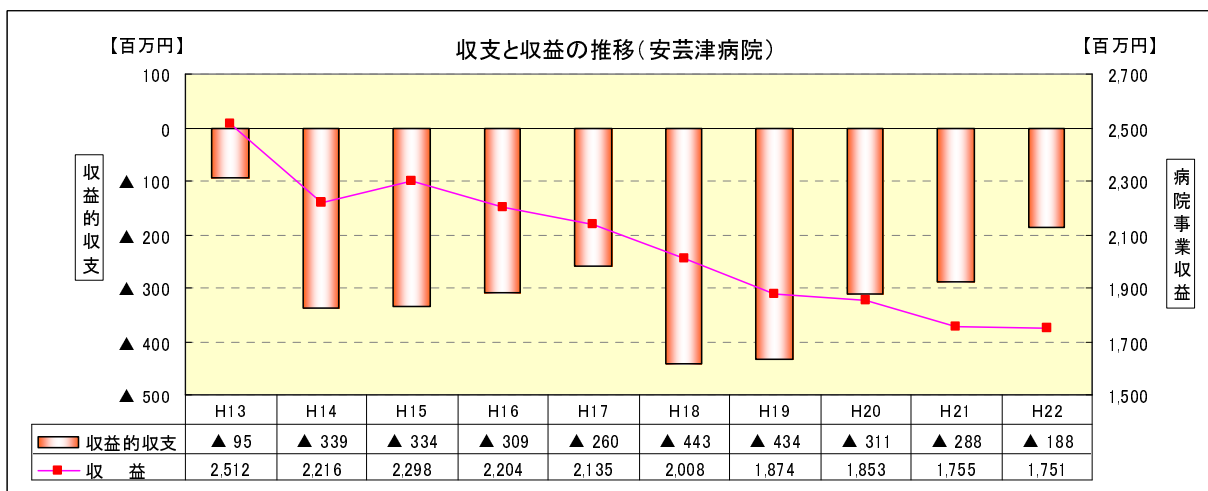


(※安芸津病院は、平成21年度から病床の一部を休床し、100床で運営している。)

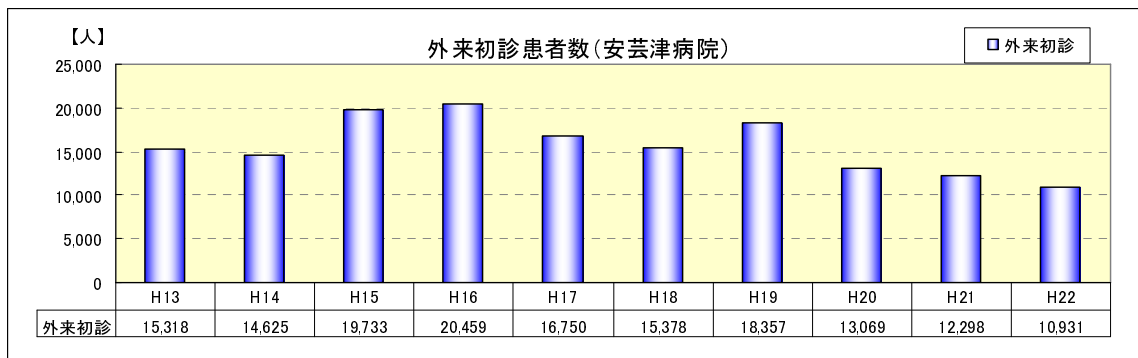
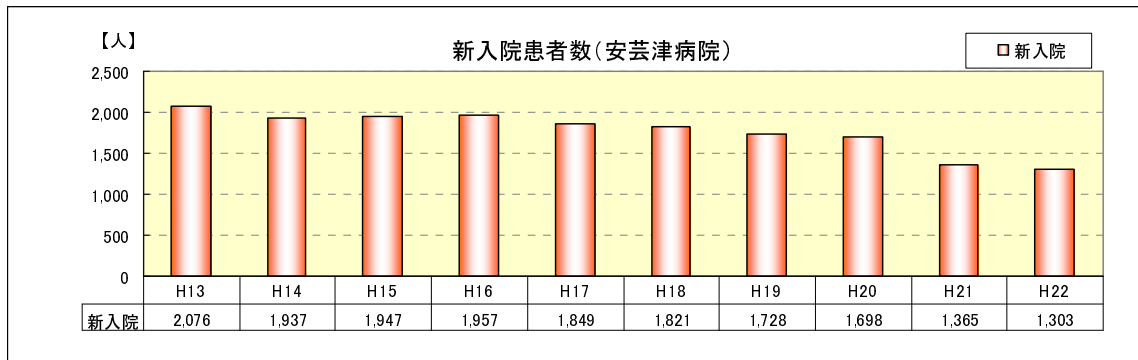


②収益的収支

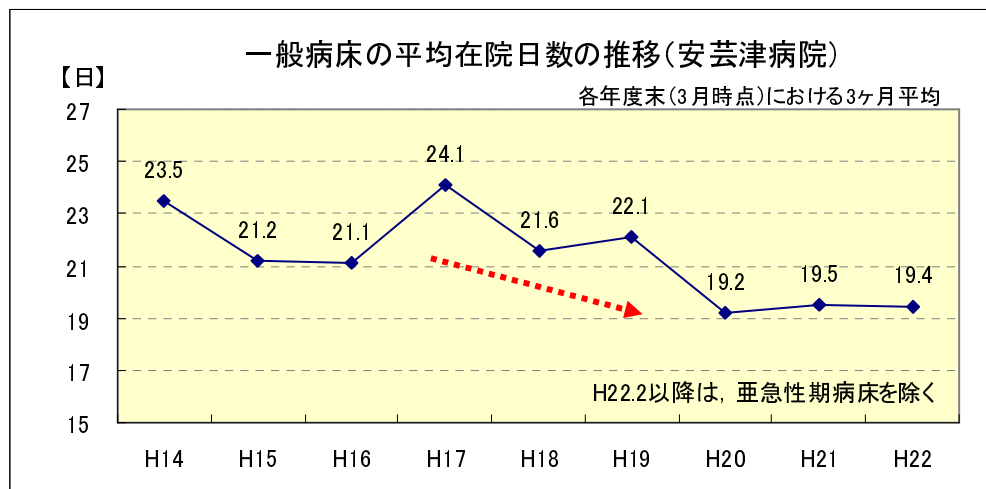
患者数の減少や医師の減少によって収益が減少し、赤字決算が続いておりますが、病床規模の見直しや訪問看護などの積極的な地域医療への取組などにより、赤字は縮小しつつあります。



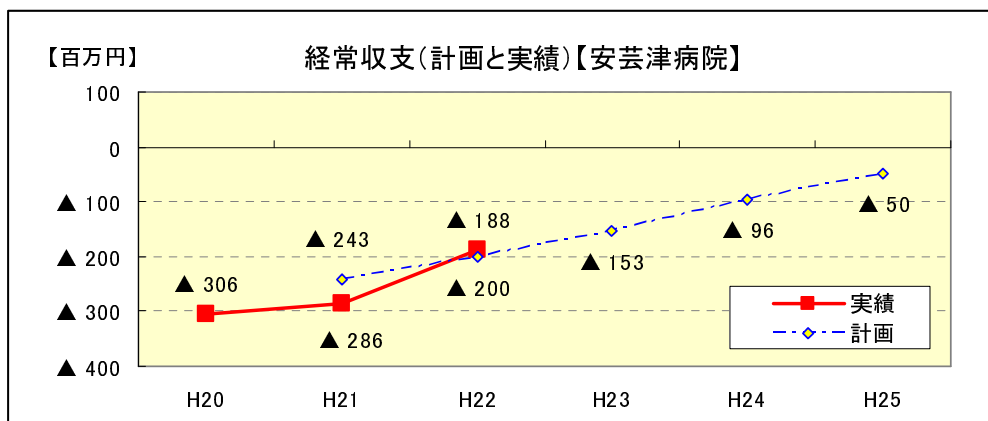
○患者数等（安芸津病院）



<平均在院日数>



○経常収支（計画と実績）



(4) 一般会計負担金

地方公営企業法では、地方公共団体が設置する企業は独立採算を経営の原則としていますが、病院事業に要する経費のうち、

- その性質上、経営に伴う収支をもって充てることが適当でない経費
- 病院事業の性質上、能率的な経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

については、地方公共団体の一般会計等において負担するものとされ、本県においても、総務省の繰出基準に基づき、繰入を行っています。

算出方法の妥当性等について、適宜見直しを行い、透明性を一層高めていく必要があります。

■ 広島県の一般会計負担金

性質	主な項目	算出基準等
	県設置委員会協力費・医療相談費用	各種委員会出席及び医療相談担当職員の人件費
	腎移植推進・情報センター運営費	腎移植推進・情報センター運営に係る経費
	緩和ケア支援室運営費	緩和ケア支援室運営に係る経費
	がん診療機能強化事業、エイズ拠点病院、その他事業	一般会計補助による受託事業
	共済組合追加費用 等	制度に基づく負担額 等
	救急医療費用	救急医療部門運営に係る収支差補填
一般行政事務に係るもの		
	不採算地区病院運営費	不採算病院（瀬戸田、神石三和病院）運営に係る収支差補填
	周産期医療費用	周産期医療部門運営に係る収支差補填
	小児医療費用	小児医療部門運営に係る収支差補填
	高度医療費用	高度医療機器（リニアック等）のランニングコスト
	臨床腫瘍科運営費	政策医療部門診療科運営に係る収支差補填
	精神科運営費	政策医療部門診療科運営に係る収支差補填
	リハビリ、エイズ医療等運営費	その他政策医療部門運営に係る収支差補填
	医療人材育成費用	本県の医療を担う人材の育成に係る経費
政策医療に係るもの		
	企業債元金償還金	元金償還金の2/3（平成15年度新規～1/2）
	企業債利息	利息の2/3（平成15年度新規～1/2）
	建設改良費の負担	企業債対象外備品・工事費等の1/2
建設改良に係るもの		

○地方公営企業法

(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
 - 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費
- 2** 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(補助)

第十七条の三 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

○地方公営企業法 施行令

(一般会計等において負担する経費)

第八条の五 法第十七条の二第一項第一号 に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費(当該経費に係る特定の収入がある場合には、当該特定の収入の額をこえる部分)とする。

- 一 水道事業 公共の消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費及び公園その他の公共施設において水道を無償で公共の用に供するために要する経費
 - 二 工業用水道事業 公共の消防のための消火栓に要する経費その他工業用水道を公共の消防の用に供するために要する経費
 - 三 病院事業 看護師の確保を図るために行う養成事業に要する経費、救急の医療を確保するために要する経費及び集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費
- 2 法第十七条の二第一項第二号** に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費(当該経費に充てることができる当該事業の経営に伴う収入の額をこえる部分に限る。)とする。
- 一 軌道事業 当該軌道事業の用に供する車両以外の車両が通行することにより必要を生じた軌道敷の維持、修繕及び改良並びに道路における交通の混雑を緩和するため当該軌道事業を経営する地方公共団体の長が必要と認めた場合に行なう軌道の撤去に要する経費
 - 二 病院事業 山間地、離島その他のへんぴな地域等における医療の確保をはかるため設置された病院又は診療所でのその立地条件により採算をとることが困難であると認められるものに要する経費及び病院の所在する地域における医療水準の向上をはかるため必要な高度又は特殊な医療で採算をとることが困難であると認められるものに要する経費

附則

14 法第十七条の二第一項第二号に規定する病院事業の経費で政令で定めるものは、当分の間、第八条の五第二項第二号に定める経費のほか、病院及び診療所の建設又は改良に要する経費(当該経費に充てることができる病院事業の経営に伴う収入の額をこえる部分に限る。)とする。